

公益社団法人神奈川県社会福祉士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、福祉サービスを必要としている神奈川県民の権利擁護及び生活の向上に関する事業、及び社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことに関する事業をもって、神奈川県内における社会福祉の増進及び県民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 出自、人種、性別、年齢、身体的状況、精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況、環境等を問わず県民の権利擁護を推進する事業
- (2) 生活に課題を抱える県民の生活向上、地域福祉の増進・育成及び福祉サービスの質の向上を増進する事業
- (3) 前各号を推進するために必要な福祉人材育成及び調査・研究事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項の各号を推進するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする神奈川県民の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 神奈川県内の地域福祉に関連した相談や支援に関すること。
- (3) 福祉サービスの資質の向上に関すること。
- (4) 神奈川県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (5) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (7) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
- (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 本会は、代議員総会が別に定める倫理規程(自主行動基準)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定に

より社会福祉士の登録を受けた者であって、神奈川県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した個人

- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会で推薦した後、代議員総会において承認されたもの。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、次の各号について権利を有する。

- (1) 正会員から代議員総会に出席する代議員を選出すること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使すること。
 - ア 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - イ 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - ウ 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - エ 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - オ 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧）
 - カ 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - キ 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - ク 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、代議員総会において定める入会及び退会規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、代議員総会において定める経費の負担に関する規則（以下、「会費規則」という。）に基づき入会手数料、正会員会費及び管理費用（以下、「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の正会員会費及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために充当するものとする。
- 4 入会手数料及び管理費用については本会の事務管理運営費に充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費等又は賛助会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(懲戒)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、本条第3項及び4項に定める理事会又は理事会及び代議員総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則その他の規則に違反したとき。
- (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき。
- (3) 本会又は会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。

- (4) その他の正当な事由があるとき。
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。
- (1) 戒告
 - (2) 定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止
 - (3) 除名
- 3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会（及び理事会に先立ち懲戒案件を審査する委員会）において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第2号又は第3号に定める方法による場合は、当該会員に対し、代議員総会の4週間前までに、当該総会において審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。
- 4 懲戒は、第2項第1号（戒告）による場合は理事会の決議により、また第2号又は第3号に定める方法による場合は理事会の決議を経たうえ、代議員総会において総代議員の半数以上であって、かつ総代議員の議決権の3分の2以上の多数決により、これを決する。
- 5 前項により懲戒が決議されたとき、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、理事会が別に定める懲戒処分等の公示に関する取扱細則に従い、所定の事項を機関紙その他に公示しなければならない。
- 6 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代議員総会で承認を受けなければならない。
- (会員資格喪失に伴う義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本定款に規定された資格も喪失する。ただし、未履行の義務は果たさなければならない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 代議員

(代議員)

第15条 本会は、正会員の中から選出された代議員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

- 2 本会の代議員は、正会員の中から、概ね正会員50人に1人の割合をもって選出されるものとする。

(職務)

第16条 代議員は、正会員の意向を本会の運営に反映することを目的とし、代議員総会に出席して審議及び議決を行うとともに、以下の役割を担う。

- (1) 代議員は、正会員の意向を本会の運営に反映するために定款第3条及び第4条に定める目的達成のために行う本会の活動及び支部活動等に参加する。
- (2) 代議員は、代議員総会において審議された内容及び議決された事項について正会員に適切な方法を用いて伝達する責務を負う。
- (3) その他、正会員の意向の反映及び審議された内容及び議決された事項の伝達のために必要とされる活動を行う。

(選出)

第17条 本会は、総正会員の中から、代議員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。その候補者名簿より、代議員及び予備代議員を選出する。

- 2 前項の候補者名簿作成において、正会員は等しく名簿に登録される。ただし理事及び監事は、候補者名簿に登録することができない。
- 3 代議員は、2年に1度、当該年の6月1日付で確定した候補者名簿から、次項の代議員選挙により10月までに選出する。
- 4 本会は、所属する正会員の中から、本会に所属する正会員による民主的な手続きによって代議員を選出する。
 - (1) 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

- (2) 正会員は前号の代議員選挙において他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
 - (3) 候補者名簿に登録された正会員は、第1号の代議員選挙に立候補することができる。
 - (4) 代議員選挙を行うために必要な選挙区割り、選挙方法、選挙区分毎の定数等の規定については、理事会において定める代議員選挙規則によるものとする。
- 5 代議員が欠けた場合又は代議員数を欠くこととなるときに備えて予備代議員の選挙をすることができる。予備代議員が代議員になった場合の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 6 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨当該特定の予備代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の予備代議員として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
 - 7 第5項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。

(任期)

第18条 代議員の任期は、選任後、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

(代議員の資格喪失)

第19条 代議員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名又は解任されたとき。
- (5) 総代議員が同意したとき。

(辞任)

第20条 代議員が本会を退会するとき、本会理事に立候補するときその他やむを得ない事情があるときは、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は理事立候補届受理日以前に行われなければならない。

(解任)

第21条 代議員が、次の各号の一に該当するときは、代議員総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その代議員に対し、当該代議員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ代議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他代議員としてふさわしくない行為が認められたとき。

第4章 代議員総会

(構成等)

第22条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 第1項の代議員をもって構成する代議員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種類及び開催)

第23条 本会の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする。

2 定時代議員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時代議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(3) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第24条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を代議員総会の日とする臨時代議員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第25条 代議員総会の議長は、その代議員総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 代議員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する者の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 代議員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第28条 代議員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 第26条及び第27条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事又は代議員が、代議員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が代議員の全員に対し代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第31条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総会において定める代議員総会運営規則による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とし、19名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第33条 理事及び監事は代議員総会の決議によって各々選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副会長及び常務理事を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、常務理事は3名以内とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規則による。

6 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務執行理事は、2ヶ月ごとに、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 代議員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続して4期までを限度とする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続して2期を限度とする。

3 任期の満了前に退任した役員の前任として選任された役員の前任は、その退任した役員の前任の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第32条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第37条 理事又は監事は、いつでも代議員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第38条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、代議員総会の決議により別に定める役員の報酬等の支給基準による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第40条 総代議員の同意がなければ、理事及び監事がその任務を怠ったとき、本会对しこれによって生じた損害の賠償責任は免除しない。

(相談役)

第41条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、本会の役員経験者及び学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいうで選任する。
- 3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役の職務)

第42条 相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第43条 本会は、すべての理事で組織する理事会を設置する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、業務執行理事、副会長及び常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(3) 第35条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、この定款に定める場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第34条第6項の報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第52条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則による。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

第53条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める規則によるものとする。

(財産の管理・運用)

第55条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第56条 本会の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時代議員総会において承認を得るものとする。

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の定時代議員総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)を公告するものとする。

4 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第58条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、代議員総会において、総代議員の議決権の2分の1以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第59条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規則によるものとする。

第7章 支部組織

(支部組織)

第60条 本会は、第3条及び第4条の推進のために代議員総会の議決を経て支部を置くことができる。

2 支部は、設置単位の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。

3 支部の運営に関しては、この定款に別に定めるもののほか、理事会の議決を経て会長が別に定める。

4 支部には支部の事務を行うため、正会員から支部長1人及び規則で定めるその他の支部役員を置く。

(支部規則)

第61条 支部に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代議員総会において承認を受けなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第62条 本会の事業を推進し、又は公正公明な運営をするために理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第63条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- (2) 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- (3) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

2 事務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人運営に関わる事務
- (2) 事業運営に関わる事務
- (3) その他法人及び事業に関して必要と認められる事務

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第65条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第66条 本会の公告は、電子公告によるものとする。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第67条 この定款は、第69条の規定を除き、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第68条 本会は、法令によるほか、代議員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除いて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下、「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 補則

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は山下 康とする。

4 本会の最初の代議員及び予備代議員は、第17条と同じ方法で予め行う代議員選挙において代議員及び予備代議員として選出された者とする。

2012年5月26日制定